

広島県教育委員会規則第一号

広島県立高等学校等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年一月十九日

広島県教育委員会

委員長 天 野 肇

広島県立高等学校等管理規則の一部を改正する規則

広島県立高等学校等管理規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

- 第十条第二項中「学校付」の下に「、主幹教諭、指導教諭」を加え、同条中第十三項を第十六項とし、第八項から第十二項までを三項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の三項を加える。
- 8 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに幼児、児童又は生徒の教育をつかさどる。
- 9 指導教諭は、幼児、児童又は生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 10 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第八項の規定にかかわらず、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに幼児、児童若しくは生徒の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。
- 第十条の二を削り、第十条の三を第十条の二とする。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十一年四月一日から施行する。